

# Press Release



報道関係者 各位

平成 24 年 10 月 25 日

#### 【照会先】

大臣官房統計情報部雇用·賃金福祉統計課 賃金福祉統計室

 室
 長
 野地
 祐二

 室長補佐
 板藤
 昭

安全衛生第一係 (内線 7662、7663)

(代表電話) 03 (5253) 1111 (直通電話) 03 (3595) 3147

## 平成 23 年「労働安全衛生特別調査(労働災害防止対策等重点調査)」(新設) の結果

~メンタルヘルスケアや、長時間労働者への医師の面接指導等、 リスクアセスメント、受動喫煙防止に取り組む事業所が増加~

厚生労働省では、周期的にテーマを変えて「労働安全衛生特別調査」を行っています。このたび、第11次労働災害防止計画(平成20年度を初年度とする5か年計画)の評価及び次期計画の策定等に向けて、喫緊の課題であるメンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策や、リスクアセスメントなど労働災害防止対策等の重点課題に対応する「労働安全衛生特別調査(労働災害防止対策等重点調査)」(新設)を平成23年11月に行い、本調査の結果を取りまとめましたので、公表します。

#### 【参考】

本調査は、事業所の実態を明らかにする「事業所調査」と、労働者の意識などを調べる「労働者調査」からなり、「事業所調査」は、10人以上の常用労働者がいる民営事業所から約13,000事業所を、「労働者調査」は、同事業所の常用労働者及び同事業所において受け入れている派遣労働者から抽出した約18,000人を対象に行っています。なお、本調査は、原則、平成23年10月31日時点、または同時点から遡る一定の期間を対象に調査したものです。

(調査結果のポイントは裏面に記載)

#### 【調査結果のポイント】

#### 【事業所調査】

- 1 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所は 43.6% (平成 19 年調査に比べ 10.0 ポイント上昇)、取り組んでいない理由 (複数回答) は「必要性を感じない」が 48.4% と最も多い。【 P14・第 16 表】 【 P16・第 19 表】
- 2 過去6か月間に長時間労働者への医師による面接指導等を実施した事業所は14.0% (平成22年調査に比べ6.6ポイント上昇)。実施しなかった理由は「面接指導の対象者がいなかった」が71.9%と最も多い。【P9・第7表】【P11・第10表】
- 3 リスクアセスメントを実施する事業所は 46.5% (平成 22 年調査に比べ 12.7 ポイント上昇)。また、危険感受性向上教育、安全衛生担当者能力向上教育を実施している事業所は、それぞれ 23.7%、34.9%。【P3・第1表】【P20・第26表】【P21・第27表】
- 4 受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所は83.9% (平成19年調査に比べ8.4ポイント上昇)、その対策として、「全面禁煙を実施している」事業所は30.7%。【P18・第22表】

#### 【労働者調査】

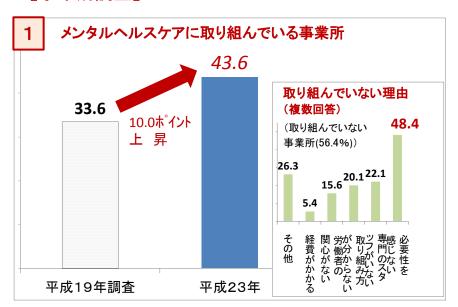
- 1 過去1年間に自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じた労働者は32.4%。そのうち、「相談したい」が78.0%、希望する相談先は「家族・同僚など」が64.1%と最も多い。【P24・第33表】【P25・第34表】
- 2 過去1か月間に時間外・休日労働があった労働者のうち「月 100 時間を超える」人は 2.6%、「月 80 時間を超え、100 時間以下」の人は 2.3%、「月 45 時間を超え、80 時間以下」の人は 12.9%。また、医師による面接指導等を受けた労働者の割合は 7.2%。そのうち、医師による面接指導等を受けた後に何らかの改善措置があった労働者の割合は 18.1%。【P23・第 30 表、第 31 表】【P24・第 32 表】
- 3 職場の全面禁煙に対する意識をみると、全体では「空間分煙を行えば十分」が 52.3% と最も多いが、「職場で喫煙しない人」では「全面禁煙を積極的に行うべきである」が 46.6%と最も多い。【 P27・第 39 表】
  - (注) 1 「平成 22 年調査」は「平成 22 年労働安全衛生基本調査」、「平成 19 年調査」は「平成 19 年労働者健康状況 調査」のことです。
    - 2 「メンタルヘルスケア」とは、労働者の心の健康増進のための措置(1次予防(未然防止)、2次予防(不調への気づき対応)、3次予防(職場復帰支援))のことです。
    - 3 「リスクアセスメント」とは、作業に伴う危険性又は有害性を特定し、リスクを評価するもので、リスクの 大きいものから順に対策を検討する手法のことです。

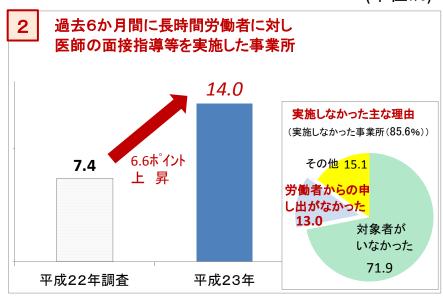
詳細は別添1(グラフで見る調査結果のポイント)及び別添2(概況)をご覧ください。

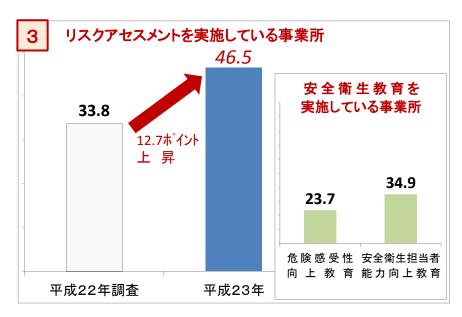
# グラフで見る 調査 結果のポイント

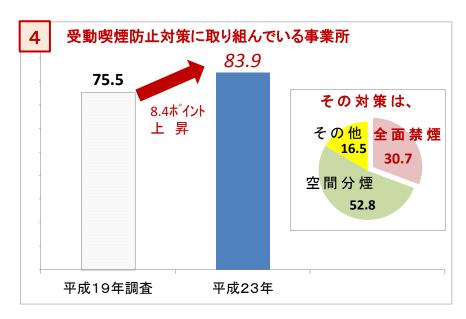
### 【事業所調査】

(単位:%)





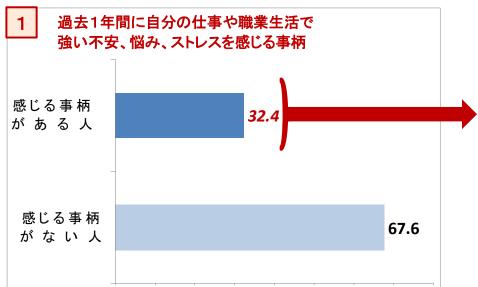


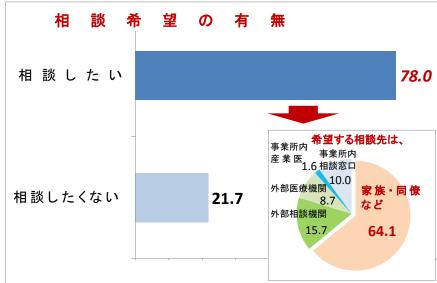


(注)「平成19年調査」は「平成19年労働者健康状況調査」、「平成22年調査」は「平成22年労働安全衛生基本調査」のことです。

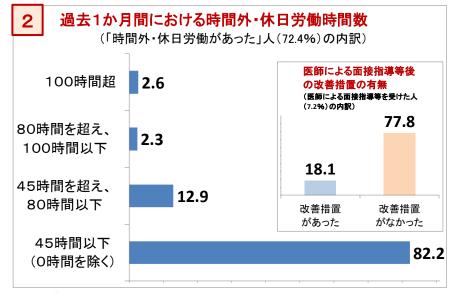
## 【労働者調査】

(単位:%)





(注)「過去1年間」は、H22.11.1~H23.10.31の期間です。



3 職場の全面禁煙などに対する意識 全面禁煙を積極的に行うべき **5.6** 46.6 (B) **52.3** 空間分煙を行えば十 分 69.9 (A) (B) 44.6 時間分煙を行えば十 分 ■ 2.1 = 3.51.5 (B) **3.8** 全面禁煙、空間分煙等いずれも不要 (A)は、「職場で喫煙する」人の回答 9.0 (B)は、「職場で喫煙しない」人の回答 1.5 (B) 6.7 わからない 9.9 (A) 5.3 (B)

(注)「過去1か月間」は、H23.10.1~H23.10.31の期間です。

(注)「職場で喫煙しない」人=「職場では吸わない」人+「たばこは吸わない」人